

議案第 77 号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

平成 24 年 11 月 28 日 提出

北本市長 石 津 賢 治

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表自治基本条例審議会委員の項の次に次のように加える。

市民参画・協働推進 審議会委員	日額	5,500円	
--------------------	----	--------	--

附 則

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 7 7 号参考資料

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

(下線は改正部分)

現 行				改 正 案			
別表（第2条、第3条関係） 報酬及び費用弁償				別表（第2条、第3条関係） 報酬及び費用弁償			
区分	報酬		費用弁償 (1日)	区分	報酬		費用弁償 (1日)
	支給 区分	金額			支給 区分	金額	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
自治基本条例審議 会委員	日額	5,500円		自治基本条例審議 会委員	日額	5,500円	
男女共同参画審議 会委員	日額	5,500円		<u>市民参画・協働推進 審議会委員</u>	<u>日額</u>	<u>5,500円</u>	
(略)	(略)	(略)	(略)	男女共同参画審議 会委員	日額	5,500円	
				(略)	(略)	(略)	(略)